

<p>議 題</p>	<p><b>1 会議録の承認</b></p> <p><b>2 審議事項</b></p> <p>(1) 人事評価・人材育成システム（仮称）の導入について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(2) 共同利用検査に係るオンライン予約システムを用いた受付業務について （個人情報を取り扱う事務変更届出書を含む。）</p> <p>(3) ラグビーワールドカップ 2019<sup>TM</sup>日本大会公式ボランティア募集業務について （個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>(4) 大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について （個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）</p> <p>(5) ドライブレコーダーを活用した高齢運転者の交通事故抑止対策に係る連携事業について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）</p> <p>(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 28 条第 1 項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について 【子どものための教育・保育給付に関する事務 全項目評価書（再評価）】</p> <p><b>3 報告事項</b></p> <p>(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告</p> <p>ア 大久保保育園防犯カメラ運用事務</p> <p>イ 神奈川区総合庁舎における防犯カメラ運用・管理事務</p> <p>ウ 南区総合庁舎防犯カメラ運用事務</p> <p>エ 磯子区総合庁舎における防犯カメラ運用・管理事務</p> <p>オ 青葉区総合庁舎防犯カメラ運用事務</p> <p>カ 戸塚区総合庁舎における防犯カメラの運用・管理事務</p> <p>キ 泉区総合庁舎における防犯カメラ運用・管理事務</p> <p>ク 瀬谷区総合庁舎における防犯カメラの運用事務</p> <p>ケ 横浜市区役所戸籍課事務に係る防犯カメラ運用事務</p> <p>コ 日野こもれび納骨堂における防犯カメラの設置・運用事務</p> <p>サ カップヌードルミュージアムパーク内安全監視業務</p> <p>(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告</p> <p>ア 個人番号カード申請受付及び交付等事務（申請時来庁方式）における個人番号カード（マイナンバーカード）管理簿による名簿管理について</p> <p>イ 水のマイスター及びサポーター事業運営事務</p>
------------	--

	<p>(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>ア 下水道法に基づく立入検査等に係る身分証明書作成業務</p> <p>イ 横浜市福祉のまちづくり条例に基づく建築物の新築等に係る事前協議等事務</p> <p>(4) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告</p> <p>横浜市福祉のまちづくり条例に基づく建築物の新築等に係る事前協議等事務</p> <p>(5) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告</p> <p>ア 水洗化普及促進事務に係るシステム保守管理事務委託</p> <p>イ 水洗便所設備資金助成及び貸付事業に係るシステム保守管理委託</p> <p>ウ 横浜市排水設備指定工事店の管理に係るシステム保守管理事務委託</p> <p>(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（10件）</p> <p>(7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（7件）</p> <p>(8) 個人情報ファイル簿兼届出書（2件）</p> <p>(9) 個人情報ファイル簿変更届出書（5件）</p> <p>(10) 平成29年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について</p> <p><b>4 その他</b></p> <p>(1) 平成29年度実績報告</p> <p>(2) 平成29年度個人情報漏えい事故件数</p> <p>(3) 「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について</p> <p>(4) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年3月17日～平成30年5月25日）</p> <p>(5) その他</p>
日 時	平成30年5月30日（水）午後2時00分～午後5時00分
開催場所	関内中央ビル5階特別会議室
出席者	花村会長、芦澤委員、加島委員、小嶋委員、清野委員、土井委員、中村委員、新田委員、糠塚委員
欠席者	なし
開催形態	公開
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項(1)～(6)について承認する。</li> <li>・報告事項、その他について了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第164回横浜市個人情報保護審議会のご審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数についてご報告いたします。</p> <p>本日は、9名全員のご出席をいただいておりますので、横浜市個人情</p>

報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を充たしており、審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくお願いたします。

## 1 会議録の承認

(花村会長) ただいまから、審議会を開会いたします。

それでは、議事に入ります。

始めに、第163回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何かご意見等はございますでしょうか。

この点について、私から1点あるのですが、前回、案件3「地域包括ケアシステム構築に向けた圏域単位での介護データ分析・活用事務について」ということを皆さんに議論していただきました。その中で、取り扱う個人情報に“コード化された住所”ということ、番地・番・号が入っていたところ、圏域ごとの分析なら必要ないのではという意見が出て議論しました。清野委員、小嶋委員、芦澤委員、新田委員は「必要ないのでは」という意見でしたが、私の方で「重要な問題があることを十分認識してもらった上で承認とさせていただきたい」ということで、皆さんに承認していただきましたが、この点について、いろいろな重要な問題があり、今後どうするのかということで、事務局で対応していただいた点を、簡単に事務局から報告をいただきたいと思えます。

(事務局) 前回審議会後、委員の皆様からいろいろと御意見をいただいたことを受けまして、所管課で検討しました。もともとの審議資料では、構築する「圏域データベース」には“コード化された住所”まで入れるということでしたが、審議会での御意見を踏まえて、受託者が管理するデータベース上は“圏域コード”のみ持つという形に修正しました。

受託者にデータを渡す前に、高齢健康福祉部職員が、別に構築するサブシステムで“コード化された住所”情報を圏域情報に置き換える処理を実施することで、受託者には“コード化された住所”情報はいかない流れとする形で、審議資料を修正しました。

ただ、今後、このデータベースを使っていろいろな分析を行っていく中で、やはり受託者側のデータベース上に“コード化された住所”がないと、やりたい分析ができないということになってきた場合には、また御相談させていただきたい、ということでした。

(花村会長) このようなことで御了承いただければと思います。その他について、特に御意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

## 2 審議事項

- (1) 【案件1】人事評価・人材育成システム（仮称）の導入について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) それでは審議事項の審議に入ります。

最初に案件1「人事評価・人材育成システム（仮称）の導入について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件1につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(土井委員)「5 取り扱う個人情報」の「実施機関での保存期間」について、退職した後も退職者情報を使う必要はありますか。

(所管課) ある程度の期間保存し、その人がどういう理由で退職したのかも踏まえ、若干の分析期間が欲しいです。今のところ約5年程度考えています。ただ、サーバの容量等があるので、あふれてしまうようなら、退職者を優先して削除していこうと考えています。

(土井委員)「利用制限」とはどういう意味ですか。

(所管課) IDやパスワードは削除しますので、その人はそのIDを使って入ることはできません。

(土井委員) アカウントは消えますが、情報だけは残すのですか。

(所管課) データベースの中には残ります。

(加島委員) 想定件数についてですが、現役職員が320件で、退職者5年分がプラスになるのではないですか。

(所管課) そのとおりです。一定期間退職者を残すとなると、もう少し件数が増えることとなります。修正します。

(小嶋委員)「3 審議に係る事務」で、管理職は自所属メンバーの情報を閲覧し、目標設定にコメントを記載できると書いてあります。この場合の「管理職」が閲覧できるのは、自分の所属部署だけに限定されますか。

(所管課) そのとおりです。

(小嶋委員) その下「(3) 人事情報データベース化」は、人事課の管理者のみが閲覧可能ですか。

(所管課) 人事課の管理職はもとより、2名の人事課の担当職員も見ることができるようになります。

(小嶋委員) そうすると、これは各部署の管理職は見ることはできませんか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員)「(4) 職員意識調査等の実施」で、アンケート調査を実施するという事です。「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」に含まれる情報が明確ではないですが、どういう種類のアンケートをするのでしょうか。

(所管課) このシステム自体はかなり柔軟性のある機能を持っていて、アンケートで様々なデータを取れます。今まで研修をした場合、その研修について紙ベースでアンケートをしていました。このシステムで、研修を受講した者から意見を聞くことを想定しています。

(小嶋委員)「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」の記載の修正が必要ではないかと思えます。「アンケート調査結果」の前に、「研修に関

する」と入れて、アンケート調査結果について特定して追加したほうが望ましいです。「個人情報の種類」3行目真ん中に「評価」が書いてあります。これは上司の評価ですか。

(所管課) そうです。

(小嶋委員)「管理者の」は入れておかななくて構いませんか。

(所管課)「目標の管理」で行っているので、上席者の評価に加えて自己評価もあります。「自己評価や管理職からの評価」となります。それも修正したほうがよろしいでしょうか。

(小嶋委員)修正したほうがよいと思います。

(花村会長)そのように特定して書いていただくことで委員の皆様よろしいですね。

(所管課)修正します。

(清野委員)語句についてですが「MBO」の説明がどこにもないので、ご説明をお願いします。「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」においても「MBO」となっています。

(所管課)いわゆる目標による管理です。まず上司と面談し、今年度1年間の業務目標を設定します。具体的に目標を達成するために、自分の仕事の中での取組を設定します。中間と期末にそれを自己評価し、上司からも評価をもらいます。仕事の管理と業務達成状況を併せて行うような、人事管理上の手法です。人事課では全ての職員に実施しています。

(事務局)「Management by Objectives」の略です。

(清野委員)想定はできても、特定していないと、何の略か分かりません。

特にここは「個人情報の種類」です。どういう問題があるか分からないかと思います。また、今の御説明ですと、このMBOの中に「目標設定」は入っているようにも思います。それとは別のものでしょうか。

(所管課)正にこの中に入っています。

(清野委員)「MBO」の項目の前にも「評価」があり、後ろにも「目標設定」があります。

(所管課)我々の中では、管理職については「MBO」、職員については「人事考課」と言っています。「MBO・目標設定」の「目標設定」は、人事考課における目標設定です。もう少し注記して修正します。

(糠塚委員)上司の評価と自己評価がくい違う場合もあります。自己情報の修正権は権利として留保されるはずですが、不当な評価を修正することは可能でしょうか。

(所管課)まず、評価は職員に対し、必ず開示をしています。そこで上司と部下との間にやり取りがあります。評価している内容や、評価の基になっている事実が異なるものであれば、当然、修正します。

(花村会長)4ページ、「3 審議に係る事務」の「内容・対象者」の「(3)人事情報データベース化」で、「一定の時期を除き、通常は人事課の一部の職員しか見られない」とあります。この時点では誰が見られるのかというのは特定できるのですか。

(所管課)人事課でということですか。

(花村会長)そうです。

(所管課) もちろん、特定できます。

(花村会長) 万一、この時点で情報が漏れたら、その人たちが疑われるという担保は取れますか。

(所管課) 取れます。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。資料の修正をよろしく願いいたします。

## (2) 【案件2】 共同利用検査に係るオンライン予約システムを用いた受付業務について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件2「共同利用検査に係るオンライン予約システムを用いた受付業務について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件2につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(土井委員) 「4 個人情報の管理体制」の「事務の委託」で「本業務における受託者の個人情報取扱職員数」は5名とあります。「委託先個人情報保護管理体制」の「4 個人情報取扱者の人数」では、正社員12名、派遣社員2名で合計14名のようにも取れます。

(所管課) 「横浜サービスセンター」の職員体制が、正社員12名と派遣社員2名です。その中の5名がカルナコネクトに従事する職員です。

(土井委員) 「委託先個人情報保護管理体制」に書いてある12名と2名は、受託者全体の人数ですか。

(所管課) この横浜サービスセンターの体制です。

(土井委員) 「個人情報取扱者の人数」と書いてあります。受託者全体の人数でいいでしょうか。

(所管課) 5名に修正します。

(芦澤委員) 「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」で、「健康状態(妊娠の有無)」という書き方と「身体的な特性(体内金属の有無)」という書き方についてです。健康状態の中で、この項目が特定されているようにも読めます。この表現自体、これでよろしいでしょうか。

(所管課) 女性患者で妊娠可能性のある場合、CT検査は受けられません。妊娠可能性のある人は申告してもらいます。

(芦澤委員) 「健康状態」という言葉ではなく、「妊娠の有無」という書き方だけでは駄目でしょうか。

(所管課) 健康状態が妊娠の有無のみととらえられてしまう可能性があります。「これを含む」ということなのですが、分かりづらいところがあります。

(花村会長)「妊娠の有無等」と入れておきましょうか。健康状態だからいいでしょう。

(加島委員) おそらく、認知症があるとか車椅子を使っているということは書かないと困るのではないのでしょうか。

(花村会長) 特に妊娠の有無とか、体内金属の有無は非常に重要な問題ですので、強調していたということですか。

(所管課) そういう意味合いで書きました。もう少し分かりやすくします。

(糠塚委員) 妊娠している人や体内に金属が入っている人は、そもそも申込みができないのではないですか。それとも別の対応が可能なのですか。

(花村会長) 検査が三つあります。仮に妊娠していたとしても、受けられる検査はあります。そういう趣旨ではないですか。

(所管課) はい、そうです。

(芦澤委員) 妊娠していないことを確認する意味合いにおいて、この項目を置いておきたいということがあるのかなと思います。

(花村会長) 体内に金属が入っている人も、受けられる検査がありますよね。

(所管課) あります。金属の種類によって受けられるものがあります。そのときには確認したいです。

(花村会長) 前提として、地域医療機関で駄目だというわけでない場合もありますよね。

(小嶋委員) 各地域医療機関では、画面に基づいて予約をします。その画面には空いているかいないかだけが出てくるのであって、既に埋まっている日時の患者氏名や医療機関名は見ることはできないのですよね。

(所管課) 見ることはできません。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

### (3) 【案件3】ラグビーワールドカップ 2019™日本大会公式ボランティア募集業務について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件3「ラグビーワールドカップ2019™日本大会公式ボランティア募集業務について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件3につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思います。

(中村委員)「個人情報を取り扱う事務開始届出書」についてですが、この事務で取り扱う要配慮個人情報は、個人情報記録項目の④心身の状況の健康状態や障害のことだと思われま。ところが、「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」及び「個人情報ファイル簿兼届出書」の中では明

記されていません。おそらく、面接で情報を得て、配置の際に配慮が必要な事項に入れているのかなとは思いますが、やはり取り扱う情報として、要配慮個人情報是非常に重要ですので、もう少し明記しておいたほうがいいです。

(所管課) 改めて審議資料に項目として記載します。

(中村委員) 配置の際に配慮が必要な事項というのはよく分からないところがあります。配置の際に考慮事項があるとは思いますが、要配慮個人情報は個人情報として非常にセンシティブです。分かるようにしたほうがいいです。

(清野委員) 「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」で、「メモ(自己PR等)」とあります。「メモ」というのが個人情報の名称になると思います。カッコ書きがあるから分かるのですが、「自己PR等」に一本化してしまうやり方があるのではと思いました。「5 取り扱う個人情報」の「対象者1」の「個人情報の種類」の「電子データ」と「紙データ」、「対象者2」の「電子データ」、「対象者3」の「電子データ」と「紙データ」に記載があります。また、3種類の「個人情報ファイル簿兼届出書」の「記録項目」の「②その他」に「メモ」と入っています。ここはメモそのものになっています。全て「自己PR等」とするというところでどうでしょうか。

(花村会長) 「自己PR等」というと、ほかに何かありますか。

(所管課) おそらくラグビーの経験を持っているとか、外国語が堪能だということも含めてです。

(所管課) 項目名が「メモ」となっていて、内容的にはいわゆる自由記述欄です。どう表現しようかというところで、今のところではこのような表現にしています。

(花村会長) 「自己PR等のメモ」としたほうが分かりやすいでしょうか。

(清野委員) 応募に際しての作文とか自己PRという意味ですか。

(所管課) そうです。

(花村会長) では、「応募に際しての自己PR等」としましょう。

(新田委員) 私の知人で応募した人たちは高齢で持病があります。健診を義務化する必要があるのかなと思います。認知症もあつたりします。本人が気づかないこともあるので、健康状態のチェックは非常に大事です。

(花村会長) あまり健康診断を出してもらうところまでやってしまうと応募がなくなってしまうかもしれませんが、注意しなければいけないところです。年齢制限はないですか。

(所管課) ないです。11月に三日間、面接があります。文化体育館で集団コミュニケーションをします。やり取りを見ながら、認知症も含めてチェックできればと思います。

(芦澤委員) データは最初、LOCから来て、横浜市の管轄の部分は面談したのも含めて戻すようになっているかと思っています。LOC自体もそれほど大きな組織ではないのではないかと想定されます。先方のデータ管理の状況をきちんと確認してほしいです。LOC自体が外部にデータ処理や面談の委託をするとき、こちらで取った情報が更に流出することが



ないよう、確認はされていますか。

(所管課) 組織委員会は全国組織です。開催都市が12都市あり、LOC、地域支部とっています。現在、1万5千人か2万人ぐらい申込みがありますが、そちらは組織委員会のメインサーバに蓄積されますが、専門事業者に委託し、セキュリティ管理をしっかりとってもらっています。中央で管理している情報のうち、開催都市部分を切り取って、開催都市のLOCが管理していきます。

(芦澤委員) 一次的にデータを入手したところに、まず個人情報の取扱いの責任があります。横浜市で最初にとった情報が大規模に流出する事件がないように、LOC側にも確認しつつ、確実にしてもらえたらと思います。もう一点なのですが、いい経験なので、学生にもボランティアに行ってもらいたいです。時期的には大学の授業と重なっています。所属を聞くことも重要になってくると思います。そういった情報は「面談で得た情報」に入るのですか。

(所管課) 所属は、応募してもらう段階で特に入力が必要なものではないです。横浜はたまたま、試合の開催日が全て土日です。どのような人でも参加しやすいと言えると思います。学生か働いているかという属性情報は面接で確認し、あとは本人の活動希望日と照らし合わせて配置を行っていきます。

(芦澤委員) 「個人情報を取り扱う事務開始届出書」と「個人情報ファイル簿兼届出書」の個人情報の記録項目で、職業や学歴については、聞くかもしれないし、聞かないかもしれないから、チェックしなくていいという感じでとらえていいですか。

(所管課) 採用に当たっての必須の情報と考えてはいないので、現在、このようなチェックはしていません。

(芦澤委員) 「ラグビーが好きか」というのは、「趣味・嗜好」にならないのでしょうか。

(糠塚委員) 「個人情報を取り扱う事務開始届出書」と「個人情報ファイル簿兼届出書の面接予定者リスト」と「個人情報ファイル簿兼届出書の採用者リスト」の基本的事項のほうには、「識別番号等」に印があります。「個人情報ファイル簿兼届出書の開催都市ボランティアリスト」には識別番号がありません。この識別番号は何を意味しているのですか。もし、識別番号が必要な項目であるならば、「個人情報ファイル簿兼届出書の開催都市ボランティアリスト」と審議資料の「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」に記載されていないのはなぜですか。

(所管課) 漏れですので、修正します。

(糠塚委員) 面接の際に必要なかもしれないので、面接予定者リストを紙ベースにするということでした。担当者にどのようにして紙ベースの情報を渡しますか。例えば、会場までどのように運び、どのように管理するかなど、管理体制についてご説明をお願いします。

(所管課) 出力するのは私たち職員のパソコンやプリンターです。最低限必要数、印刷します。当日、職員がしっかりと管理して文化体育館まで持って行きます。面接官に渡すときには、直接、部数も確認し、場合によっ

てはシリアル番号で、万一、個人情報が出た場合にも対応できるように考えたいと思います。

(糠塚委員) 今の御説明していただいた内容と、さきほどご説明いただいた使用後すぐ廃棄することも、管理体制に書いたほうが確実です。

(花村会長) 書いていただいたほうがよろしいかと思ひます。

(所管課) はい、分かりました。

(花村会長) 文化体育館で面接官に渡し、終わったら回収するのですね。

(所管課) 回収して、追加情報をまたデータに入れ、必要なくなったものはシュレッダーなどで廃棄します。

(花村会長) その点も、管理体制に書いておいてください。

(所管課) はい。

(小嶋委員) LOCで応募を受け、応募要件を満たしている者を面接予定者にするということです。応募要件に該当しなかった人のデータはどうなりますか。

(所管課) ボランティア登録も含めて必要要件に入らなかった人は、入力完了しないので、そもそも受け付けできません。

(小嶋委員) 面接した結果、採否はどこに入力されるのですか。個人情報の種類の中にはありません。

(所管課) 採否が決まったら、来年1月頃に、公式のボランティアサイトでインタビューの結果を見てもらいます。

(小嶋委員) いいえ、当然どこかに入力しますよね。

(所管課) 役割分担が微妙なところにはなっています。横浜市とLOCが共同で面接をし、採否の判断は一義的に組織委員会とLOCがすることになっています。横浜市がその部分に触ることは基本的に想定していません。次の段階で、採用者のリストを我々が受け取ることを想定しているので、ここに記載していません。

組織委員会がデータを保有し、通知も含めて、本人とのやり取りには私どもは全く介在しません。決まったものについて、必要に応じて情報をもたらします。

(所管課) 横浜市は面接員として協力してチェックします。その情報を組織委員会本体とLOCがまとめて受け取ります。組織委員会とLOCが入力して、採否の決定をします。その後、横浜市として、「活動を希望する人はこれだけだ」ということで、配置の決定のために情報を受け取ります。

(中村委員) そうしますと、「3 審議に係る事務」の「内容・対象者」の「(4) 採用者の配置場所の決定」で、「LOCと横浜市が共同で採否を決定」というのは誤りですか。

(事務局) 基本的に今回のボランティアの情報は、組織委員会が持つボランティア募集システムで全て管理されています。横浜市は各段階で、そこに登録された情報をLOCからもらうだけです。横浜市がシステムに触ることはありません。面接や採否決定は一緒にやりますが、入力自体は組織委員会で行い、結果が出力されたものをもらいます。

(花村会長) それは分かりますが、採否の決定は横浜市とLOCでやるので

しょうか、LOCが決めるのでしょうか。LOCが決めるのであれば「共同で」は削除しなければなりません。

(所管課) 面接の追加情報の入力の手伝いはしますが、面接予定者リストを市から返す時は、面接予定者リストに採否は入っていません。採否のデータの取扱いは組織委員会です。LOCと横浜市が共同で採否をとると、横浜市が採否決定に関わっているととらえられます。

(花村会長) そういうふうに読めます。そうでなかったら、「共同で」という文言は消してしまったらいいのではないのでしょうか。別に横浜市が決定するわけではなく、向こうが決めたものを受け取ってやるだけです。

ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

#### (4) 【案件4】大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について

(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件4「大規模盛土造成地滑動崩落防止事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件4につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(糠塚委員) 「5 取り扱う個人情報」の「対象者2」の「個人情報の種類」で、「属性」とあります。どういう資格で説明会に来たのかという意味だと、説明がありましたので「参加属性」と限定して書いたほうがいいかと思えます。

(花村会長) 「参加資格」という形にしましょうか。先ほど「町内会長」とか言っていました。

(所管課) 地区の防災担当とか、いろいろな属性があります。町内会でどういう属性なのかという意味でここでは書いています。

(花村会長) 「参加資格」という記載でもいいかなと思えますが、どうでしょうか。

(糠塚委員) それに対応して、「個人情報ファイル簿兼届出書」の「記録項目」の「②その他」も「参加資格」と直したほうがいいです。

(花村会長) 業務についての公益性は特に問題ないでしょう。滑動崩落の危険性がある地区は調査をしていかなるを得ないと思えます。危険性がある地区が結構あるのでしょうか。

(所管課) 盛土そのものは市内に3,271か所あります。そこからいろいろな評価項目を精査し、詳細調査の対象は20か所にしぼっています。この地区が危ないという意味ではなく、少し気になる変状等が見られるので、精密検査をしようという趣旨です。

(花村会長) ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

(5) 【案件5】ドライブレコーダーを活用した高齢運転者の交通事故抑止対策に係る連携事業について  
(個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。)

(花村会長) 次に、案件5「ドライブレコーダーを活用した高齢運転者の交通事故抑止対策に係る連携事業について」のご説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件5につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(清野委員) 「個人識別性を落とした形で」と説明がありました。どのぐらい加工するのでしょうか。

(所管課) 本市でもらうデータは、参加者全体でこういった違反が何パーセントあり、自宅から何百メートルぐらいで違反があったという形で、統計データだけをもらう形です。個人を特定する情報はありません。

(清野委員) 「落とす」というのは「程度を落とす」ということではなく、個人識別情報はないということですか。

(所管課) 「程度を落とす」という意味ではないです。特にGPSデータをもろうことは一切ないです。個人の特定は不可能です。

(花村会長) 連携事業者の管理体制をきちんとするような指導をしないと怖いです。監督してもらうようお願いいたします。この事業は横浜市が連携して行うのは初めてですか。今まで経験がありますか。

(所管課) 昨年、単年度で同事業を1回実施しています。

(花村会長) このような事業に参加する人は問題ないのでしょうか。

(所管課) 基本的に意識の高い人です。実際に参加すると、ドライブレコーダーの有効性を感じて、ドライブレコーダーを取り付ける人は多いと聞いています。

(小嶋委員) 「2 事務全体の概要」で、横浜市は参加者の個人情報は収集せず、連携事業者が直接収集するということですが、ジェネクトが収集する個人情報は、「5 取り扱う個人情報」の「個人情報の種類」以外はどんなものがありますか。

(所管課) これのみです。「連絡先」というのは、電話番号です。

(小嶋委員) 連絡先は住所ではなく、電話番号ですか。

(所管課) はい。

(花村会長) では、「電話番号」にしておきましょうか。

(小嶋委員) 高齢者の運転特性を連携して分析するのならば、運転経歴とか、もう少し詳細な情報を取り入れて分析したほうが効果的かと思えます。そういったところまでは横浜市は考えていませんか。

(所管課) 連携している企業の能力的な話になります。今後そういったことができるようであれば、会社としてやっていくと思います。現状できるかどうかは確認してみないと分かりません。

(小嶋委員) これだけの情報だと、得られるものがあまりないような感じがします。今まで行われている調査と似たような結果になるのでは、と危惧しています。

(所管課) 最終的には効果のあるものにしていきたいので、そういった改善点等があるようなら、都度、連絡を取り合っけてやっていく形になるかと思っています。

(中村委員) これはかなり怖いところもあります。場合によっては犯罪情報が映ってしまいます。それが個人の氏名に結び付いて、連携先が情報を持ってしまうのが怖いです。大丈夫なのかな、という気がします。

(花村会長) 禁止のところに入ってしまったなどの違反情報は漏らさないでしょう。

(所管課) もちろんです。横浜市は、統計情報のみしかもらわないので、誰の情報か分かりませんし、連携先が映っている情報を漏らすことはないです。

(花村会長) ひき逃げのようなことがあったとすればどうなるでしょうか。中村先生の言った危惧は、なきにしもあらずです。

(中村委員) 違反してしまうかもしれないとか、運転状況がどうだとかいうのであれば、必ずしも連携先は住所や氏名がなくても、何か別のコードで整理できればいいわけです。「この人がこの犯罪をおかした」という情報まで連携先が持ってしまうと危ない感じがします。レポートを連携先から送るということで、住所や名前が必要になるということかもしれませんが、気になります。

(花村会長) 確かにそれは気になりますが。

(所管課) そういったことを考えると、当事業はおそらく、全国的にどこもできないことになるでしょう。

(花村会長) 事故現場などが映っていたようなことは今までありましたか。

(所管課) 昨年行っている中ではないです。取締りになじむかどうかは別問題ですが、一時不停止といったデータ自体はおそらく映っています。

(糠塚委員) この事業では結果としてレポートをもらえるようです。自分の親が危ないと思っている人がなりすまし、親の車に勝手に付けることは想定されますか。

(所管課) こちらの事業としては、本人からの申込み前提でやっています。

(花村会長) そんな問題もあることを理解してやってもらえればと思います。ほかに特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

**(6) 【案件6】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項に基づく特定個人情報保護評**

## 価における第三者点検の実施について

### 【子どものための教育・保育給付に関する事務 全項目評価書（再評価）】

(花村会長) 次に、「案件6 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第28条第1項に基づく特定個人情報保護評価における第三者点検の実施について【子どものための教育・保育給付に関する事務 全項目評価書（再評価）】」の審議に入ります。

(事務局) <所管課及び審議の視点について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまご説明のありました案件6につきまして、ご質問、ご意見をいただきたいと思えます。

(花村会長) 意見聴取は終わっていますか。

(所管課) はい、終わっています。

(花村会長) 何も意見はなかったですか。

(所管課) ありませんでした。

(花村会長) 一度審議していて、その変更でということなので。特にご意見がなければ、承認とさせていただきたいと思えますが、よろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは承認といたします。

### 3 報告事項

(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告

ア 大久保保育園防犯カメラ運用事務

イ 神奈川区総合庁舎における防犯カメラ運用・管理事務

ウ 南区総合庁舎防犯カメラ運用事務

エ 磯子区総合庁舎における防犯カメラ運用・管理事務

オ 青葉区総合庁舎防犯カメラ運用事務

カ 戸塚区総合庁舎における防犯カメラの運用・管理事務

キ 泉区総合庁舎における防犯カメラ運用・管理事務

ク 瀬谷区総合庁舎における防犯カメラの運用事務

ケ 横浜市区役所戸籍課事務に係る防犯カメラ運用事務

コ 日野こもれび納骨堂における防犯カメラの設置・運用事務

サ カップヌードルミュージアムパーク内安全監視業務

(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告

ア 個人番号カード申請受付及び交付等事務（申請時来庁方式）における個人番号カード（マイナンバーカード）管理簿による名簿管理について

イ 水のマイスター及びサポーター事業運営事務

- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
  - ア 下水道法に基づく立入検査等に係る身分証明書作成業務
  - イ 横浜市福祉のまちづくり条例に基づく建築物の新築等に係る事前協議等事務
- (4) 公の情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告
  - 横浜市福祉のまちづくり条例に基づく建築物の新築等に係る事前協議等事務
- (5) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告
  - ア 水洗化普及促進事務に係るシステム保守管理事務委託
  - イ 水洗便所設備資金助成及び貸付事業に係るシステム保守管理委託
  - ウ 横浜市排水設備指定工事店の管理に係るシステム保守管理事務委託
- (6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（10件）
- (7) 個人情報を取り扱う事務変更届出書（7件）
- (8) 個人情報ファイル簿兼届出書（2件）
- (9) 個人情報ファイル簿変更届出書（5件）
- (10) 平成29年度下半期目的外実施機関内部利用及び他実施機関提供の報告について

#### 4 その他

- (1) 平成29年度実績報告
- (2) 平成29年度個人情報漏えい事故件数
- (3) 「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について
- (4) 個人情報漏えい事案の報告（平成30年3月17日～平成30年5月25日）
- (5) その他

(花村会長) それでは、次に、「報告事項」及び「その他」に移りたいと思います。まず「3 報告事項」について、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 本日の追加配付資料をご覧ください。内容につきましては、担当係長からご説明いたします。

なお、個人情報漏えい事案につきましては、配付資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。

<資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。特に質問がなければ了承するということでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承いたします。

次に、「4 その他」に入ります。「(1) 平成29年度実績報告」及び「(2) 平成29年度個人情報漏えい事故件数」について、事務局より説明をお願いします。

(事務局) <資料に基づき説明>

(花村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。

特にご質問がなければ、了承するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは了承といたします。

つづきまして、第三者評価委員会の委員及び委員長の指名に移りたいと思います。第三者評価委員会委員の指名等について、事務局からの説明をお願いします。

(事務局) 個人情報保護審議会の皆さまの任期満了に伴う新たな任期での委嘱については、次回開催時に行う予定でございますが、審議会の部会である「横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会」として活動していただく専門委員の方々については、6月1日に今年度の第1回目の会議を開催することと決定しております。この、第三者評価委員会は、横浜市個人情報保護条例第58条の2第4項により、審議会の委員1名以上及び専門委員をもって組織すること、横浜市個人情報保護審議会規則第5条により、審議会会長が委員及び委員長を指名することとなっております。

お手元に、第三者評価委員会委員予定者の名簿をお配りしております。

加島 保路 委員

齋藤 宙也 委員

上野 可南子 委員

塩入 みほも 委員

砂川 佳子 委員

西村 達郎 委員

以上6名の方々です。齋藤委員については、6月から新たに委員となります。

(花村会長) ただいま事務局から説明がありましたが、会長指名ということですので、私から指名させていただきます。それでは、6名の方々を規則第5条第1項に基づき、横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会の委員として指名します。次に規則第5条第2項に基づき、第三者評価委員会の委員長を指名します。委員会からは調査報告などしていただく必要がありますから、審議会の委員となる加島委員に引き続きお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(花村会長) それでは、加島委員を第三者評価委員会の委員長として指名します。

次に、「(3) 「平成29年度 個人情報取扱事務に関する実地調査報告」に対する措置報告について」、事務局から説明をお願いします。

(事務局) 先日、今年度の横浜市個人情報保護に関する第三者評価委員会



	<p>の实地調査報告に対する措置報告が業務所管課より提出されました。資料は、事前に審議資料とともに送付しているもので、右肩の枠囲みで「平成30年5月30日 個人情報保護審議会資料」と記載のあるものでございます。こちらは、実質的に部会である第三者評価委員会の所管事項となりますので、このまま第三者評価委員会に送らせていただきますのでよろしくお願いたします。なお、措置報告内容は、配布資料により内容をご確認いただき、疑問点等があればご連絡いただく、というかたちでお願いいたします。では、委員の皆さま、ご確認よろしくお願いたします。</p> <p>(花村会長) 本日予定された議事は以上ですが、事務局から何かありましたら、お願いたします。</p> <p>(新田委員) 3月に鶴見区の戸籍課に行きました。以前と違い、机が全て整然と並べられていました。机上也これまでは雑然としていたのが、すっきりしていました。マイナンバーを交付する窓口も防犯カメラがありました。職員もいて、後ろが見えないようになっていました。随分改善され、安心しましたので、ご報告させていただきました。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。</p> <p>次回の日程でございますが、6月27日水曜日午後2時から、関内中央ビル5階特別会議室、本日と同じこの場所での開催となります。冒頭では、第10期の委嘱式を行わせていただく予定です。後日ご連絡を差し上げますが、どうぞよろしくお願いたします。</p> <p>事務局からは以上でございます。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(花村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p>本日は、どうもありがとうございました。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 第164回横浜市個人情報保護審議会次第</p> <p>(2) 第164回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回は平成30年6月27日(水)午後2時から開催予定</p>

本会議録は平成30年6月27日第165回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 横浜市個人情報保護審議会会長 花村 聡